

基 調 講 演

「立地自治体との対話」



経済産業省資源エネルギー庁

長官 高原一郎

大臣官房審議官 後藤収

原子力立地・核燃料サイクル産業課長

野田耕一

原子力発電立地対策・広報室長

山田仁

◎講師（原子力発電立地対策・広報室長 山田仁）

恐れ入ります。高いところから大変恐縮でございます。失礼いたします。

本日は、こちら側で進行役を務めさせていただきます、原子力発電立地対策・広報室長の山田と申します。よろしくお願ひをいたします。

本日は、第8回全国原子力発電所立地議会サミットのほうにお招きいただきまして、またこういった貴重な機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の内容でございますけれども、基調講演という形ではございますが、こちらのほうからですね、最近のエネルギー政策の話を申し上げた後に、立地自治体の皆様との意見交換という形で、せっかくの機会ですのでやらさせていただければなという形で、こういうふうなやり方を取らせていただきました。よろしくお願ひいたします。

震災後、さまざまな議論を経て、9月に革新的エネルギー・環境戦略を政府決定しております。こちらの中で、新しいエネルギー政策の方向性が示されたということでございまして、この戦略の中でも、原子力の五つの政策の一つとして、立地地域対策の強化というのも位置づけられております。

そういう意味でも、本日はまず、審議官の後藤のほうから、革新的エネルギー・環境戦略の内容や、今後の進め方につきまして御紹介させていただいた後に、議長会の皆様より、御意見や御質問等を頂戴させていただくという形をとらせていただければと思います。

本日せっかくの機会でございまして、当初、政務三役のほうにも参加をと思っておりましたけれども、参加がかなわなく、大変申しわけございません。

本日は、エネ庁長官以下で対応させていただこうと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、後藤のほうから、早速、話をさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

◎講師（経済産業省大臣官房審議官 後藤収）

経済産業省の後藤でございます。

それでは、座させていただいて、説明をさせていただきたいと思います。

きょう、お配りした資料は3種類ございまして、一つは、革新的エネルギー・環境戦略の概要と

いう1枚紙。それから、革新的エネルギー・環境戦略の本体、9月24日付のエネルギー環境会議という日付の入っているものが一つ。それから、10月の19日付で、革新的エネルギー・環境戦略の進め方についてという三つの資料をお配りしていると思います。

それでは、時間も限られておりますので、概要ですね、まず1枚紙のところで御説明させていただきたいと思います。こちら一枚紙を出していただければというふうに思います。

この中には、大きく、「原発に依存しない社会の一日も早い実現」ということで、まずその大きな方向性の枠組みを書いてございますが、その中に、(1)、(2)、(3) ということで、三つのパートに分かれてございます。

その(1)について、三原則が書いてございますが、一つは40年運転制限を厳格に適用するというふうに書いてある。それから、規制委員会の安全確認を得たものののみ、再稼働と。それから、原発の新設・増設は行わないということが書いてあって、この三つを進めていく先にですね、その先の2020年代の話が、2030年代にゼロということについて、可能となるように、そのグリーンエネルギーを中心に政策資源を投入するんだと、政策資源の投入目標ということになってございます。

本体のほう、ちょっと見ていただいたほうがいいと思いますので。今度は、この分厚いエネルギー・環境戦略、9月14日付の日付が入ってるものを開いていただければと思います。お手元にございますでしょうか。「革新的エネルギー・環境戦略 平成24年9月14日 エネルギー環境会議」という冊子というか、約20ページにわたる資料のほうを開いていただければというふうに思っております。

今の話のところを、ちょっと丁寧に説明させていただきたいと思います。最初、2ページをちょっと開いていただけますでしょうか。

2ページのところに、三つの柱というのが書いてあって、第一の柱はと、「原発に依存しない社会の一日も早い実現」というふうに書いてございますが、それで、先ほど申し上げた三つの原則ということになります。

それにより、第一の柱というふうに書いてございますが、その最初のパラグラフの一番最後の行に、「その過程において安全性が確認された原発は、これを重要電源として活用する」というふうに書いてございます。これはどういうことかと申し上げますと、規制委員会、これから来年の7月に新しい安全規制の法律を施行することになるわけでありますけれども、それに基づいて規制委員会が安全を確認したというものについては、重要電源であるということをですね、要は高々にうたっていることあります。

実は今年の春の段階で、大飯の再稼働の過程において、4大臣会合とか幾つかの政府のプロセスを行いながら稼働をさせたわけありますけど、ここでですね、もうとにかく安全だというものについては、もう政府としては重要電源なんですよということで、これは何ていうのでしょうか。安全でありさえすれば、政策的にはもうこれは使っていくんだということあります。ですから、当然、安全であるというのが大前提でありますから、安全が確認できないときは、これは無理ではありますけれども、確認さえすれば、国の意思として、これは重要電源として活用していくんだということになっております。

これが非常に重要なポイントだと思っていて、これから安全チェックは規制庁のほうからスタートするとは思いますけれども、そのときにオーケーだと言われたものは、国としては個別にもう判

断することなく、もう安全面で重要なことを、もう既に今の段階から言っているということが、ここ重要なポイントだというふうに思っております。

それから、原子力について、あと重要なポイントは、4ページ目を見ていただきたいと思います。

最初、1ポツと（1）の間に柱書きが書いておりますけど、その後段のほうについて、我々の、国としての半分反省、それから半分決意でありますけど、最後のところにですね、これバックエンドの問題についてなんでありますけど、「過去の長い経緯とその間の青森県の協力があったという事実に、消費地も含めて国民全体で真摯に向き合うところから始める」ということを書いてあります。つまり、今まで原子力発電所の立地地域、それからバックエンドの事業で大変お世話になっている青森というところに、やはり国民全体としてちゃんと目を向ける必要がある。それがきょうの私どもの意図でありまして、こういうふうに対話をやっていきたいという部分につながってくるんですけれど、真摯に向き合う必要があるんだということを、高々にうたっております。

それから、（1）のところの、今言った三原則の中で、多分一番御心配のところは、まずこの40年運転制限って一体何なんだということなんだと思います。いろいろな方から、40年運転したらもうやめるのかという御質問をよく受けるんですけど、これは、40年運転制限という、最後に制度の「制」という字が入っていますけど、この意味するところはですね、これは新しい炉規制法に書かれている、この部分について、しっかりと制度としてやっていくと、厳格に適用すると。これはチェックをするというわけですから当たり前の話であるんですけど、じゃあ、40年運転制限って一体何なんだということを、ちょっとあえてもう一度、確認の意味で御説明したいと思います。

制度の趣旨としては、まず第一の基本は、運転できる期間は運転開始を起算点として40年だというのが第一の原則であります。第二の原則は、当該期間の満了に際し、安全性を確保するための基準に適合していると認めるときに限り、20年を超えない範囲で政令で定める期間を限度として、1回限り延長の認可をすることができるというのがこれ第二の原則であります。

つまり、第一の原則は、まず一旦40年だということでありますけど、安全性が確認できるものは、20年を超えない範囲で政令で定める期間。これまだ決まっておりませんけど、20年なのか15年なのか、これはちょっとわかりませんが、最長ということでありえず言わせていただければ、20年に限り延長することができるということになっているということで、最長は40年から60年の間、どこかの期間が最長の期間だということになります。ですから、40年過ぎたのは全部畳んでいくということは、この法律上、想定をしていないということであります。

そういう意味ではですね、もう一つ、3番目、原則というわけではないんですが、当たり前のこととして言えば、通常の安全規制が適用されるわけですから、場合によっては40年に達しなくとも、劣化によって基準に適合しない場合は、運転停止というようなこともあり得るということで、別に、40という数字に特段の、何というのでしょうか、安全上の意味があるわけではなくて、これは不斷にチェックをしていくことによって、そのチェックの基準に適合できなくなったものは、40年よりもとまるもあり得るし、場合によっては、最長60年まで延びることもあるということが書いてあるわけであって、それを厳格に適用していくということであります。

これ第二の、「原子力規制委員会の安全確認を得たものののみ、再稼働とする」というのは、これは極めて当たり前な原則でありまして、その安全を確認できないものを動かしてくれというポジ

ションにも我々もないし、それは当然、国民の理解も得られないとということで、安全確認をしたものは再稼働するということと、先ほど、それで申し上げたように、再稼働をするときは、もう重要電源として活用していくんだということは、高々に言ってあるということでございます。

それから、3番目の「新設・増設は行わない」ということでありますけど、これはこの発表後で、もうご承知だと思いますけど、枝野経済産業大臣が青森に行って、大間の話をしてまいりましたけれども、これは既に工事の認可がおりているものについて言えば、この対象になっておりません。具体的に言えば、島根の3号機と大間と、それから東通の原発の3基ということになりますけれど、東通だと東京電力の状況であって、これがなかなかどうなるかというのは別の事情にはなりますけど、少なくとも大間と島根についていえば、この対象にはならず、最後までいったところで、再度この上の2番目の原則にいって、規制委員会の安全確認が得られるかどうかということで、その場合は再稼働ではなくて、運転開始が始まるということになるかと思います。

3番目の原則はですね、じゃあ具体的にほかのやつはどうなるんだということなんでありますけど、これ自身につきましても、原則の具体的な運用については、今後、検討していくという形になっておりまして、これ実は、つくるときからそういう答弁になっていて、これはまだ具体的な制度設計はまだ終わっておりませんので、非常にこれから考えなければいけない話ではありますけれども、最近の私どもの、枝野大臣の答弁を申し上げれば、やはり地元のいろいろな各種経緯があるわけでありまして、もう既に準備工事でお金を使っているところもあるわけでありますので、その辺はしっかり考えていいきたいというふうには思います。ただ、この辺の具体的な運用は、まだ確定していないので、どこに対してどういう対応になるのかというのは、今のところは決まっていないということです。

その下の行に、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入すると書いてあるんですが、これはこの文章の中心になるのは、あらゆる政策資源を投入するというところであって、そのグリーン政策大綱をつくって、グリーンエネルギー、省エネ・再エネ、それをしっかり頑張りますよと。どのぐらい頑張るんだという趣旨でいえば、2030年代に原発稼働がゼロになってしまって、ちゃんと回るぐらいのエネルギーの確保をしていくということであって、目的がこの2030年代ゼロにするというほうではなくて、目的になっているのは、あらゆる政策資源を投入するというほうであります。ですから、この文章を読んでですね、30年代をゼロにするんだ、と決めたというふうに一部報道がなされておりますけど、これはあらゆる政策資源を投入するというところが、主目的になっているということで、原発稼働ゼロにすることを目標にしたわけではありません。

これが基本的なポイントであります。これ、非常にいろいろなところで、今、多分いろいろな声が上がっていると思いますけど、ここについては、私どもも大臣も含め、みずからいろいろなところで情報発信はしておりますけれども、残念ながら、日本津々浦々にそれが届いていないところがですね、大変申しわけなく思っておりますけど、決定の趣旨はそういうことになっているわけでございます。

それから、2番の大きな部分について言えば、核燃料サイクルでございますけど、5ページ目に核燃料サイクルについて幾つか書いてございます。

この核燃料サイクルについてはもうご承知のとおりだと思いますけれども、青森県の協力のもと

に、各種ウラン濃縮施設、再処理工場、低レベル埋設施設の三点セットに加えて、海外からの返還廃棄物の貯蔵施設等、いろいろな施設をつくっていただいております。そういう意味ではですね、これは青森県とのこれまでの約束なんかをしっかりと守っていくということをうたっておりまして、あわせて国際的な責務を果たしていくということあります。これは、基本的に書いていることはですね、再処理事業についての見直しは行わないと。政策について見直しは行わないということを書いているということでございます。

ただしということで、直接処分のように、従来やってなかったことをやって、その柔軟性を広げるというようなことは、研究などは着手していくということになっておりますけれども、基本的に再処理政策については、現行、維持をしていくと。

特に皆様方の関係では非常に重要なところはですね、この五つの横線が入っているところの一番下のところですが、「国が関連自治体や電力消費地域と協議をする場を設置し、使用済み核燃料の直接処分の在り方、中間貯蔵の体制・手段の問題、最終処分場の確保に向けた取組など、結論を見出していく作業に直ちに着手する」ということで、従来から国もしっかりやってきたわけでありますが、なかなか成果は出ていない部分については、再度、もう一回ふんどしを引き締めて、しっかりとやっていこうということを書いてございます。

それから、6ページ目ですが、4)に立地地域対策の強化ということで、国の新たな要請によって影響を受けることになる立地自治体に十分に配慮し、措置を講じると。構造転換を促すために、グリーンエネルギーの導入支援などの各種施策を行うと。それから、福島の廃炉、それから除染、それから健康管理については、国が責任を持って行うということで、今回のこの政策によって、ある意味ではいろいろな影響があり得ると思います。そういう意味では、しっかり国も配慮していくことを考えなければいけないということを、書いているということあります。

それから、あと重要なのは、7ページ目の(3)に書いている、原発に依存しない社会への道筋の検証ということで、原発に依存しない社会を目指すんだということではありますが、一本道では当然ないわけであります。それから、国のエネルギーのあり方というのは、国際的なエネルギー情勢や技術開発の動向に左右されると。将来を見通すことは、かなり困難だということだと思っております。我々は、いかなる変化にも対応できる、柔軟に対処しなければいけないということを肝に銘じていかなければいけないということあります。

「したがって」というところでありますけど、「グリーンエネルギーの拡大の状況や、国民生活・経済活動に与える影響、国際的なエネルギー情勢、原子力・原子力行政に対する国民の信頼の度合い、使用済み核燃料の処理に関する自治体の理解と協力の状況…」ということで、常に情報を開示しながら検証を行って、不断の見直しを行うというふうに書いてあります。常に見直していくということなんですよということを、ここではうたっているということになってございます。

あと、それから、再生可能エネルギーと幾つか、もうこの先いろいろ書いてございますけど、きょうは、立地自治体のサミットの場の御説明ということで、後のところは、別途読んでいただくことにさせていただきまして、皆さん方からの御意見を頂戴したいというふうに思います。

からの説明は以上でございます。

◎講師（原子力発電立地対策・広報室長 山田仁）

恐れ入ります。それでは、こちらのほうからの話はこういった形でさせていただきまして、なる

べく時間を使いましてですね、議長会の皆様からの御質問や御意見をお伺いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

質問者の御意見、出していただく方の御指名はですね、これは議長会の刈羽村の小林副議長様、よろしくお願ひできますでしょうか。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

ありがとうございました。

皆様からは、エネルギーの安定供給の確保のために、今後とも立地自治体としっかりと対話を重ねていきたいというような内容で、御意見をいただきました。

大変わかりやすく、なるほどと大勢の方がうなずいておられましたが、例えば、もう一度確認をしたいとか、または、ここはちょっと疑問だと、等々あろうかと思いますので、ここで若干、質問の時間を取りたいと思います。

それでは、お手が挙がりましたが、大勢の方が挙手をされておりますので、それでは、こちらから指名させていただきます。中央の中ほどにおられる、白いワイシャツを着ておられる方にマイクをお渡しいただきたいと思います。

所属議会名とお名前をゆっくりと、はっきり述べてから、御発言をお願いしたいと思います。

◎敦賀市議会（高野新一）

福井県の敦賀市議会の高野新一と申します。

先ほど、革新的エネルギー・環境政策、平成24年9月14日、エネルギー・環境会議という書類をいただきました。私の記憶によりますと、これが出たときに、たしか2日後に内閣は閣議決定をしないと、私はそう理解しております。いつ、これが経済産業省の指針となったのか、いつ閣議決定をされたのか、御説明をお願い申し上げます。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

お願いします。

◎講師（経済産業省資源エネルギー庁長官 高原一郎）

お答えを申し上げます。先ほど御紹介をいただきました、エネ庁の高原でございます。

閣議決定は、9月の19日に、今後のエネルギー・環境政策についてということで閣議決定をさせていただきました。読み上げますと、「今後のエネルギー・環境政策については、「革新的エネルギー・環境戦略」（平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定）を踏まえて、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する」というふうに書いてございます。

経緯的に申し上げますと、これ去年の7月だったかと思いますけれども、エネ・環戦略を決定すると、議論したら決定するというのを決めたのが去年の7月だったと思いますけれども、もともとこの革新的エネルギー・環境戦略は、昨年来、エネ・環会議という、先ほどちょっと私も冒頭御挨拶申し上げましたけれども、このいわゆる関係閣僚会議で決定するということにしていたものでございまして、何か、閣議決定を特別に介したとか、そういうことではございません。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

どうぞ。

◎敦賀市議会（高野新一）

今聞きましたけれども、各自治体には伝わっておりません。私は今聞きましたら、これを説明するという意味では理解しますけれども、これが環境戦略という政府の決定とは、私は理解しておりませんでした。

そのことに関して、やはりここに書いてあるでしょう、立地自治体との対話、まさしくこれはないんですよ。違いますか。自分たちの思いだけでものを言って、おまえら、これを守れ、これを守れ、これやれ、あれそれ。結局、一番迷惑をしているのは立地自治体ではないですか。そんなことも理解せんといいて、ここに出てきて、これを説明すると言うんですか。だから、そういうことが、立地自治体と国との乖離が起こっておるんですよ。そうじゃないんですか。

◎講師（経済産業省資源エネルギー庁長官 高原一郎）

よろしいですか。本当にもう、その点については私はおわびをするしか申し上げられない。

これから一生懸命、きょうもそうでございますけれども、私ども本当に、御説明が十分に足りていない。きょうまさに、高野先生がおっしゃったとおり、こんなことは聞いていなかったとおっしゃるようにならないように、しなくてはいけないと思っておりますし、本当に申しわけないと思っております。

以上でございます。

◎敦賀市議会（高野新一）

我々は、ここに来たという意味は、当然、昨年3・11の東京電力福島第一発電所の事故、これを踏まえた上で、今後のエネルギーをどうするのかということで議論に来たわけでしょう。その前提が、もう既にここで崩れているわけでしょう。

皆さんどうですか、皆さんの思いは。〔拍手〕

そうでしょう。そのことも理解せずにここへ来て、我々に説明できるんですか。「きちんと説明」と呼ぶ者あり]

そうでしょう。これは我々の意見です。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

質問は簡潔にお願いしたいし、また冷静な御発言をお願いしたいと思います。

それでは、一番ステージに向かって左側の中ほどの方、マイクをお渡しいたしますが、所属議会名とお名前を、ゆっくりと、はっきり述べてから御発言をいただきたい。

◎六ヶ所村議会（橋本猛一）

私は、静かにおだやかに質問しますから。

青森県六ヶ所村議会の橋本です。

先ほど、後藤審議官ですか、説明なされましたけれども、非常に皆さん頭がよくて、説明が本当にすらすらと説明をするんだけれども、どうも私たちにすると理解できない点がありますので、二、三、質問をいたします。

4ページの、40年の制限を厳格に適用する。ただし、規制委員会が安全と認めた場合、20年に限り延長するというと、これ60年ということはさっきも説明されましたけれども。そこで、我が村に、あるいは青森県ですね、枝野さんあるいは前原さん、そういう方々がおいでになったときには、これ力強く継続すると、サイクルを継続すると、ここにも書いておりますけども。

そういう点からしますというと、自信を持って国は継続すると言っているわけですから、20年

間、例えば延長した場合には、60年間に伴うものを、我が村で再処理を継続するということなのか、この件はよくわかりにくいんですよ。その辺、簡単に一つ。

それからもう1点は、この5ページで、青森県を地層処分相当の放射性廃棄物の最終処分地はしないんだと、こういっていますけども、そうすると、これ直接に処分をするということなのか、あるいは地層処分については、六ヶ所以外にどこかめどがついているということなのか、その辺がですね、どうも私たちには不透明でわかりにくいと、そういうことを再三申し上げているわけありますけれども、どうぞ一つよろしくお願ひします。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳） 畠山一徳（官委員） 幸田和夫（工農資材業者） 審議官、よろしくお願ひします。

◎講師（経済産業省大臣官房審議官 後藤収） お答えさせていただきます。

今のお答えさせていただきます。今の40年運転制限のほうは、今、御説明したように、最長60年までやるんだということありますのが一つと、それから、再処理事業は、今の直接処分の研究を開発するということは新たな話ではありますけど、基本的には変更しないと。ですから、六ヶ所の再処理工場についてもですね、しっかりと稼働をお願いしたいと思っております。

ですから、そういう意味では、60年の範囲ですね、最長60年ということで、40から60のどこかのところまではしっかりとやっていくので、その分、出てくる燃料の再処理はお願いしたいと思っております。

そこの部分について申し上げれば、資料の、今の5ページのところをちょっと見ていただきたいと思います、再度。

実は、今まで私は、高速増殖炉もんじゅ、それからその先ということですっと考えながら、研究開発も、これは文科省さんを中心にやってきたわけではありますけれども、もんじゅについてというふうなことで書いている中で、廃棄物の減容や有害度の低減を目指した研究を行うということで、結局、引き続きですね、高速炉の研究自身はやっていこうということを考えております。

その下のところも、廃棄物の減容及び有害度の低減を目的とした使用済み核燃料の処理技術、専焼炉の研究開発も行うということなんで、ある意味で、再処理を行い、やはり有害度を低減したものを、できれば地層処分をやっていきたいというのは基本的な話であります。

ただし、先ほどのように選択肢を広げるという意味では、直接処分の研究もやっていきたいと思いますが、基本的には、国がその下に責任を持って、今の高レベル放射性廃棄物の処分場は探していくということを続けたいと思っております。

ですから、今のその意味では、路線を変えてですね、もう高レベル放射性廃棄物を取り出した燃料を使い、かつその有害度を低減した上で、高レベルの処分場を国内に見つける努力は引き続き続けていくということになります。

ですから、これは青森県とのお約束になっておりますように、青森県を、県の了解なしに最終処分場にしないという了解があるのは、もう重々わかっておりますので、それを前提にしてやっていきたいというふうに思います。

◎六ヶ所村議会（橋本猛一） いっぱいあるようですから、私はこれで終わります。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

それでは、中央の列の3番目の方、どうぞ。

◎東海村議会（相沢一正）

東海村議会の相沢といいます。

私は、何か、今の国側のお話を聞いていまして、戦略エネルギーの基本というのは、2030年代に原発稼働をゼロにするということが、大きな柱にあるというふうに理解をしておりました。もちろん、私自身は30年代にゼロではなくて、早い時期にゼロにするという立場でありますけれども、少なくとも30年代にゼロにしていくんだという決意が、この戦略会議の一番の基本にあったというふうに思うんです。

その三つを実現するということで、3点が挙がっているわけですけれども、これも40年運転原則、運転制限というのは、やっぱり厳密に40年運転制限、これはさまざまな材料の、この劣化の問題やなんかを通じて、やはり40年というのは一つの基準として、当初はきちんと、やっぱり考えられたことだろうと思うんです。それがだんだん、その原則がどうも曖昧になってきているということで、20年まで伸ばすことができるのだというふうに話になっておりますけれども、当初の精神は、私は40年ということが、さまざまなこれまでの経験の中でいわれてきたことだろうと思うんです。

そして、原子力規制委員会が安全を確認したもののみというふうにおっしゃっておられるわけですけれども、ここでいう、安全を確認されたもののみということについてですね、私は、単にこれは、ユニットとしての原子炉というものの安全ということではなくて、その原子炉を支える全体系としての、原子力発電体系の安全ということだろうというふうに、私は理解している。

したがって、そうだとするならば、使用済燃料の処理・処分、そして、その後に出てくる高レベルの廃液の処理・処分という問題。これがきちんと技術的な見通しと、社会的な合意を持った政策が打ち出されなければ、これは本当の意味での安全性ということの確認にはつながらないのではないかというふうに思うんです。

この地層処分という問題が最終的にあるわけですけれども、その地層処分については……。全然ですね、これは日本の学術界が、もう無理だというふうにおっしゃっているわけで、この地層処分は不可能だということなんです。ですから、そういうことがもうだめだと、不可能だということになっているわけなので、これはやはり、安全性の問題というのは、そういうことまで含めてやらないとだめなのではないかというふうに思うわけです。

そういうことで、今、当初、出していた政策が、どんどん後退しているという印象を、私は持つわけなんで、それは何か、これから先どういうふうなことになっていくかわからないという条件の中で来ているんだというふうに思います。

ということで、私はこの原発をゼロにするということを、きちんと踏まえた上での政策をしてほしいというふうに思います。

以上です。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

ちょっと皆さんにお願いしたいんですが、もう時間がありませんので、発言は先ほどから申し上げているように、簡潔にお願いしますと、こういうふうに申し上げておりますので、よろしくお願

いします。

今の質問に対するお答えも、簡潔にお願いしたいと、こう思います。

◎講師（経済産業省資源エネルギー庁長官 高原一郎）

よろしいですか。お答え申し上げます。

先ほど、後藤審議官から御説明を申し上げた文書そのものが決定でございます。繰り返しますけど、先ほど後藤審議官から御説明申し上げた、内容そのものが決定でございます。したがって、例えば2030年代につきましては、大臣がこういったお答えを申し上げてますけれども、政府として決めたのは原発に依存しない社会に一日も早い時期を目指す、2030年代、原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策手段を投入するということです。こういうことを決定させていただきました。

それから、40年運転制限についていろいろな、皆さん御議論があることはわかります。ただ、きょう御説明したとおり、40年運転制限というのは新しい改正された炉規制法の条文に基づいて、規制委員会に厳格に運用していただきたいということでありますし、その法律の内容は、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

それから、安全を確認されたものののみというのも、これは現在、今回、できました原子力規制委員会のほうにおいて、安全性が確認をされているものということを指しているものでございます。

以上、事実だけお答え申し上げます。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

これで最後にしたいと思います。向こうの真ん中の方。

◎楢葉町議会（鈴木英雄）

被災地、福島県楢葉町から来ました鈴木英雄と申します。二、三点お伺いします。

まず第1点目、10日ぐらい前に、この原子力サミットの開催要項をいただきました。その基調講演の講師とテーマ。講師、エネルギー政策担当大臣。テーマ、今後のエネルギー政策と原子力発電。それからもう1点は、被災自治体からの提言という、二つ基調講演があると。それによって、それぞれ自分たちの入りたい分科会を選んで。

そして我々とすれば、私とすれば、今現在、あれから1年半、我々被災地のことを経済産業省、文科省、厚生労働省等どう考えているのか、期待して拝聴してまいりましたが、基調講演に全くなっていない。ただ単に政府側の資料説明で終わってしまうということは、なぜこういうことに至ったのか。これをまず、テーマをいただきながら、みずから、なぜこんなテーマに変えたのかをお聞かせ願いたいということが1点。

それから、1ページに書いてあります、この新たなエネルギー戦略は、「一握りの人々で作る戦略」ではなく、それから「国民的議論で作る戦略」でなければならないというものが、本当に書いてあります。にもかかわらず、こんな大事なことが、一方的な説明で、もう閣議決定として、我々の前に示されることに対して、あなた方は被災地の現状、ここに参加している議員の心情を、どのように受けとめているのか、この2点をお聞かせ願いたい。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

よろしくお願いします。

◎講師（経済産業省大臣官房審議官 後藤収）

恐れいります。本日の機会につきましてはですね、現在、一番新しく、いろんなことを踏まえて決定をいたしましたエネルギー・環境戦略についてですね、本当に皆様方が集まる場でお話しできるという、そういう機会だと思って、この題材を取り上げさせていただいたわけでございます。決して、被災地の皆様方に失礼なことをするというような趣旨で話している趣旨ではございません。今現在、我々としてお話できるエネルギー施策について、こちらのほうから、精いっぱいのお話をさせていただきたいという、そういう趣旨で今回のテーマとさせていただいて。

あと、また、せっかくの機会なので、また皆様方から、先ほどからいろいろ御意見をいただいておりますし、皆様方もっと意見はあると思います。時間の中でこういった形のやり方になっておりまして、大変心苦しいところではあるんですけども、我々としては、これからもまさにそういう意見をお伺いするということは、引き続きやっていきたいと思っておりますし、決して、今回の機会は我々としてはですね、説明をして、これで何とかという話ではないというふうには思っております。

私の発言、大変恐縮なんですけれども、そういう気持でやらさせていただいております。

◎司会（刈羽村議会副議長 小林一徳）

大変恐縮ではございますけれども、時間が逼迫しております。

この辺で終わらせていただきます。また分科会がございますので、そちらのほうでひとつ、いろいろの御意見を述べていただければなど、こんなふうに思っております。

いわゆる、最後の締めを、経産省のほうから二、三分で終わりにしていただければと、こう思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎講師（経済産業省資源エネルギー庁長官 高原一郎）

お叱りをいただきまして、御指摘のこと、全くおっしゃるとおりでございます。最後、御質問をいただきました、鈴木先生からもお話ありましたけど、国民的議論が十分ではないのではないかという御指摘も、まさに私ども、7月と8月の2カ月間で、全国の方々で11カ所の場所に伺って、私も例え、福島ほか伺いましたけれども、大変、皆様方からの御議論、厳しいものがございましたし、幾つかの手法で、これまでしたことのない手法で、国民的議論をさせてきていただくことをお願い申し上げましたけれども、それまでもこれだけの大問題で、足りなかったという御批判はそのとおりだと思います。

いずれにいたしましても、先ほど冒頭、お話ございましたけれども、まだまだ俺たちに十部分かっていないことがある、きょうはおまえら、説明だけに来たのかというふうにお受け取りいただいていることについて、これ私どもも、本当に最も大きく反省しなくてはいけない点でございますので、また、こういう機会がございましたら、いつでもお呼びいただければと思っておりますし、今後ともさらに、先ほどもございましたけれども、国策にこれまで御協力をいただいたということを、非常に言葉が滑るように、お聞きになるかもしれませんけれども、最も重要な御指摘だと思っておりますので、今後とも、こういう形での御指導を含めて、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日はありがとうございました。

